

観音寺市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月14日

観音寺市監査委員 大 西 保 行

観音寺市監査委員 篠 原 和 代

令和3年度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

(株式会社パブリック)

観音寺市監査委員

公の施設の指定管理者（株式会社パブリック）監査の結果について

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

観音寺市健康交流施設「おおのはら」（萩の湯）

第3 監査の期間

令和4年2月7日から同年3月11日まで

第4 監査の方法

令和2年4月1日から令和3年12月31日までの当該公の施設の管理にかかる出納その他の事務の執行が、条例及び協定書等に沿って適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として実施した。

監査にあたっては、指定管理者及び所管部局から関係資料、証拠書類等の提出を求め、書面監査及び実地調査を行い、それぞれの担当者から説明聴取により監査を実施した。また、実地調査後、所管部局に追加資料の提出を求め、説明聴取を実施した。

第5 監査対象の概要

- | | |
|---------|---|
| 1 指定管理者 | 株式会社パブリック |
| 2 指定期間 | 平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
※ 同一指定管理者の再選定による継続指定管理 |
| 3 所管部局 | 市民部大野原支所 |
| 4 指定管理料 | 令和3年度 5,700,000円/年
令和2年度 5,601,851円/年 |
| 5 選定方法 | 公 募 |

- 6 設置目的 世代間交流の拠点とし、憩とやすらぎの中で健康づくりをとおして活力と魅力ある地域づくりをするため。
- 7 施設の所在地 観音寺市大野原町大野原 1509 番地
- 8 敷地面積 5,046 m²
- 9 主要な施設内容 浴室、遠赤外線サウナ、塩サウナ、露天風呂、脱衣所、食堂、休憩室、ロビー、事務室、機械室等 床面積：1,152.97 m²
駐車場 70 台程度、倉庫 2 棟
- 10 指定管理業務の範囲（条例第 11 条で定められている業務）
- (1) 健康交流施設の利用の許可及び制限に関する事
 - (2) 健康交流施設の利用に係る料金の徴収、免除及び還付に関する事
 - (3) 健康交流施設の維持管理に関する事
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、健康交流施設の管理運営に関して市長が特に必要と認める事

第 6 監査の結果

指定管理者及び所管部局の出納その他の事務は、目的に従い概ね適正に執行されているが、一部について監査委員の意見を付する。

なお、所管部局および監査対象団体が、監査委員の意見について措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づきその旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

第 7 意見等

1 監査対象団体について

令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症対策により、1 か月間施設を休業し、令和 3 年度においても、引き続きまん延防止対策を講じながらの営業で、売り上げの回復も見込めない状況の中、利用者のサービス向上に取り組んでいるところは評価すべき点である。

引き続き、施設の設置目的に沿って条例や協定書に則り、地域住民が世代間を超えて交流するとともに、憩とやすらぎの中で健康づくりをしつつ、活力と魅力ある地域づくりをする場を提供し、本市の健康交流施設として安定的に管理運営されるよう望むところである。

- 公の施設の管理に係る収支会計経理は、指定管理業務仕様書に「指定管理者の業務に係る会計については、他の会計と区分して経理し、別の会計帳簿を設け、別の口座（指定管理者業務専用口座）で管理すること。」と明記されているので、他の事業会計の会計区分を明確にし、適正に管理されたい。
- 公の施設の管理に係る仮受消費税についても適正に管理し、消費税を納税するに当たっては、その根拠を明らかにするよう改善されたい。

2 所管部局について

今後も適切な管理が行われるように、指定管理者と常に連絡、協議を図り、所管部局として協力体制を取りつつ、引き続き、設置目的に沿った施設となるよう努められたい。

- 施設管理は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。また、指定管理者と締結した協定書、指定管理業務仕様書等に基づく義務の履行が適切に行われているか確認し、改善すべき点があれば厳正に指導されたい。
- 毎月の業務の履行確認については、月次報告のみに留まらず、現地に赴いた際には履行状況について随時チェックできる体制を整えるなど、事業運営施設の管理運営状況の把握に十分留意されたい。
- 指定管理者包括協定書及び年度協定に基づく定期調査時には、適時かつ適切に報告を求め、出納関係帳簿、記帳が適正に行われ、領収書類等の整備、保存が適切になされ、事業報告書の内容と差異はないか点検のうえ、必要に応じて指示を行われたい。